

## 【産業廃棄物処理計画書 提出用表紙】

〈記入者の所属等について〉

次の①、②は、後日不明な点等をお尋ねする必要がある場合に必要ですので必ず記入をお願いします。

### ①処理計画書 提出者氏名

○△株式会社

### ②記入者の所属、氏名、連絡先

所 属 : 総務部

氏 名 : 産廃 太郎

連絡先 : ○○○○-○○-○○○○  
(電話番号)

注)この表紙はインターネットによる公表の対象となりません。  
公表の対象となるのは様式の第1面～第6面です。

産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月31日

福井県知事 殿

提出年月日を記入してください。  
＜提出期限：令和6年6月30日＞

提出者

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 ○△株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 ○△株式会社 △△工場

事業場の所在地 ○○市△△町××番地

計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

今年度(令和6年度)です。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

別シートの【日本標準産業分類】を参照してください。

①事業の種類

E29 (電気機械器具製造業)

製造業の場合：製造品出荷額(前年度実績)  
建設業の場合：元請完成工事高(前年度実績)  
医療機関の場合：病床数(前年度末時点)など  
業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。

②事業の規模

○○, ○○○千円  
(製造品出荷額(前年度実績))

③従業員数

○○人

当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。  
書ききれない場合には、「別紙○のとおり」とし、その別紙を添付してください。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

○金属くず  
処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)  
○廃プラスチック類  
処理業者(RPF製造)へ委託(処理後は燃料として再資源化)  
処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)  
○汚泥  
自社で脱水処理→脱水後の汚泥を処理業者(焼成)へ委託(セメント原料として再資源化)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

○廃棄物管理委員会を設置

廃棄物の発生抑制、再生、適正処理等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。

・委員長：工場長

・構成委員 廃棄物処理総括責任者：環境部長(処理方針の策定等、廃棄物処理施設技術管理者)

廃棄物管理担当課長：管理課長(処理計画作成、委託業者選定、委託契約締結  
マニフェストの交付・管理等)

工場長(委員長)

各課長：廃棄物の分別、保管状況等の把握

環境部長(廃棄物総括責任者)

管理課長・各課長(廃棄物管理)

役職名と産業廃棄物処理に関する役割等について記入。  
ただし、個人情報に該当する内容(社員の個人名等)は記入  
しないでください。  
書ききれない場合は「別紙〇のとおり」とし、その別紙を添付し  
てください。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

排出する全ての産業廃棄物について記載してください。

①現状

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
排出量	t	t

(これまでに実施した取組)

単位はトン単位としてください。(以下同じ。)

産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績および目標の欄に「別紙〇のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙〇を添付してください。(以下同じ。)

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
排出量	t	t

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
金属くず、廃プラスチック類、汚泥の分別を行い、他の廃棄物が混入しないように保管

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
上記に加え、ゴムくずについても分別することを実施予定。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） —		
それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入してください。（以下同じ。）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） —		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	700 t	— t
（これまでに実施した取組） 汚泥については脱水を実施。（汚泥の脱水処理施設（処理能力：12m <sup>3</sup> /日）を設置）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	620 t	— t
（今後実施する予定の取組） 引き続き、汚泥については脱水を実施する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への	t	t

- ・優良認定処理業者とは  
廃棄物処理法 施行令第6条の11第2号に該当する者です。
- ・再生利用業者とは  
単に廃棄物を処分するだけでなく、処分後のものを原料や製品等として再生利用するために廃棄物を処分する処理業者です。
- ・認定熱回収施設設置者とは  
廃棄物処理法第15条の3の3第1項の認定を受けた者です。
- ・熱回収とは  
焼却処分の際に発生する熱を、発電や余熱利用(場内給湯等)のために利用することです。

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃プラスチック類	汚泥	
	排出量	100 t	300 t	900 t	
	（これまでに実施した取組） 製造工程見直しや歩留まり改善による廃プラスチック類の排出抑制。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃プラスチック類	汚泥	ゴムくず
	排出量	90 t	250 t	800 t	20 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き上記に取り組むとともに、排水処理工程の見直しによる汚泥の排出抑制に取り組む予定。				

別紙②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
産業廃棄物の種類		金属くず	廃プラスチック類	汚泥	
①現状	全処理委託量	100 t	300 t	200 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	100 t	250 t	200 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	(これまで実施した取組) 出来る限り再生利用（リサイクル）業者を選定するとともに、委託基準やマニフェスト交付義務等の法令を遵守した上で、処理を委託。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">「委託していない場合」には、各欄に「0」と入力してください。</div>				
		【目標】			
産業廃棄物の種類		金属くず	廃プラスチック類	汚泥	ゴムくず
②計画	全処理委託量	90 t	250 t	180 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	90 t	250 t	180 t	10 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 上記に加え、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に現地確認するよう努める。					

日本標準産業分類			
大分類	中分類		
A 農業、林業	01 農業	⇒ <b>A01 (農業)</b>	
	02 林業		
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		
	04 水産養殖業		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		
D 建設業	06 総合工事業	⇒ <b>D06 (総合工事業)</b>	
	07 職別工事業(設備工事業を除く)		
	08 設備工事業		
E 製造業	09 食料品製造業	⇒ <b>E09 (食料品製造業)</b>	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		
	11 繊維工業		
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)		
	13 家具・装備品製造業		
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		
	15 印刷・同関連業		
	16 化学工業		⇒ <b>E16 (化学工業)</b>
	17 石油製品・石炭製品製造業		
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		
	19 ゴム製品製造業		
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		
	21 窯業・土石製品製造業		
	22 鉄鋼業		
	23 非鉄金属製造業		
	24 金属製品製造業		
	25 はん用機械器具製造業		
	26 生産用機械器具製造業		
	27 業務用機械器具製造業		
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
29 電気機械器具製造業			
30 情報通信機械器具製造業			
31 輸送用機械器具製造業			
32 その他の製造業			
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	⇒ <b>F36 (水道業)</b>	
	34 ガス業		
	35 熱供給業		
	36 水道業		
G 情報通信業	37 通信業		
	38 放送業		
	39 情報サービス業		
	40 インターネット付随サービス業		
	41 映像・音声・文字情報制作業		
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	⇒ <b>H44 (道路貨物運送業)</b>	
	43 道路旅客運送業		
	44 道路貨物運送業		
	45 水運業		
	46 航空運輸業		
	47 倉庫業		
	48 運輸に附帯するサービス業		
	49 郵便業(信書便事業を含む)		
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業	⇒ <b>I59 (機械器具小売業)</b>	
	51 繊維・衣服等卸売業		
	52 飲食料品卸売業		
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
	54 機械器具卸売業		
	55 その他の卸売業		
	56 各種商品小売業		
	57 織物・衣服・身の回り品小売業		
	58 飲食料品小売業		
	59 機械器具小売業		
	60 その他の小売業		
61 無店舗小売業			
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業		
	76 飲食店		
	77 持ち帰り・配達飲食サービス		
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業		
	79 その他の生活関連サービス業		
	80 娯楽業		
O 教育、学習支援業	81 学校教育		
	82 その他の教育、学習支援業		
P 医療、福祉	83 医療業	⇒ <b>P83 (医療業)</b>	
	84 保健衛生		
	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
Q 複合サービス業	86 郵便局		
	87 協同組合(他に分類されないもの)		
R サービス業 (他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業		
	89 自動車整備業		
	90 機械等修理業(別掲を除く)		
	91 職業紹介・労働者派遣業		
	92 その他の事業サービス業		
	93 政治・経済・文化団体		
	94 宗教		
	95 その他のサービス業		
	96 外国公務		
S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務		
	98 地方公務		
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業		